

様式第3号(第6条関係)

抽選会参加心得書

I 抽選参加資格

次に掲げる方は、保留地処分抽選に参加することができません。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体又は該当団体の役員若しくは構成員
- (5) 公開抽選に参加しようとする者を妨げた者又は公開抽選の公正な執行を妨げた者
- (6) その他公開抽選に参加させることが不適当と市長が認める者

II 抽選会参加についての注意事項

- (1) 抽選参加希望者は、保留地公売公告及び現地等を特に熟覧の上、抽選会に参加してください。
- (2) 抽選会参加を他人に代理させるときは、委任状及び印鑑証明書を提出してください。
- (3) 抽選会参加者及び代理人は、同一物件において他の抽選会参加者の代理人となることはできません。
- (4) 抽選の順序は、保留地番号の若い順に行います。
- (5) 抽選の方法については、回転式抽選器を使用し、抽選の順位を決めるための予備抽選を行い、続いて若い番号順に本抽選を行い、1番くじを引いた方を当選者とし、2番くじを引いた方を補欠者と決定します。
- (6) 定められた時間までに来場しない場合は、棄権とみなし処理しますので遅刻しないでください。

III 契約の締結

売却決定通知を受けた日から15日以内に、契約保証金（売買価額の10パーセント以上）を納付し（契約保証金は売買代金に充当します。）、契約を締結してください。

IV 売買代金の納付

契約を締結した日から60日以内に、売買代金の全額を納付してください。

V その他

抽選参加、売買契約その他詳細についての問合せ先

ひたちなか市都市建設部区画整理事業所
区画整理二課（東部第1地区担当）
電話番号029-273-0693（直通）